



## 長野県告示第651号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和2年12月21日

長野県知事 阿部 守一

### 1 起業者の名称

喬木村

### 2 事業の種類

喬木村統合保育園建設事業

### 3 起業地

#### (1) 収用の部分

長野県下伊那郡喬木村帰牛原中原地内

#### (2) 使用の部分

なし

### 4 事業の認定をした理由

#### (1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

喬木村統合保育園建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第23号に掲げる社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### (2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である喬木村は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

##### ア 本件事業の施行により得られる利益

喬木村北保育園及び中央保育園は、ともに建築から40年以上が経過し、建物の老朽化による改修工事を繰り返している。また、敷地が狭小であることから、園児の送迎のための駐車場や、ニーズが高まる未満児保育のための保育室等のスペースの確保が困難となっている。

本件事業は、これらの課題を解決するため、新たに適正な規模の用地を確保し、喬木村北保育園及び中央保育園を統合した保育園の整備を図るものである。

本件事業の実施により、園児の安全性の確保が図られるとともに、保育園の統合による運営の効率化、多様化する保護者のニーズに対応した保育の充実が期待される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

##### イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地（以下「本件起業地」という。）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地内であるが、同法の規定により適切な措置を講ずるとしている。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

### ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、周辺環境等から選定された2つの候補地を、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

### エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と、本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

### (4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

##### ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、喬木村北保育園及び中央保育園は、施設の老朽化等により、園児の安全性の確保の面で支障があり、その解消が喫緊の課題であることから、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

##### ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

### 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

喬木村役場教育委員会

総合政策課

## 長野県告示第652号

令和2年12月11日成立した令和2年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和2年12月21日

長野県知事 阿部 守一

## 令和2年度長野県一般会計補正予算(第9号)

## 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

## (1) 歳 入

	補正前の額	補 正 額	計
5 地 方 交 付 税	199,408,547	620,758	200,029,305
9 国 庫 支 出 金	233,377,546	8,957,483	242,335,029
12 繰 入 金	23,011,384	91,200	23,102,584
14 諸 収 入	113,929,448	32,547	113,961,995
歳 入 合 計	1,121,118,229	9,701,988	1,130,820,217

## (2) 歳 出

	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費	60,283,408	724,660	61,008,068
3 民 生 費	145,740,614	183	145,740,797
4 衛 生 費	54,126,925	8,666,078	62,793,003
7 農 林 水 産 業 費	49,814,881	8,102	49,822,983
8 商 工 費	129,862,146	35,027	129,897,173
9 土 木 費	157,162,871	59,332	157,222,203
11 教 育 費	203,189,259	208,606	203,397,865
歳 出 合 計	1,121,118,229	9,701,988	1,130,820,217

## 2 繰越明許費補正

県営かんがい排水事業費ほか46件 金額 51,053,177 千円

## 3 債務負担行為補正

文化施設管理運営事業ほか13件 限度額 9,231,896 千円

財政課

## 長野県告示第653号

令和2年12月11日長野県議会定例会において認定された令和元年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の審査意見は、次のとおりです。

令和2年12月21日

長野県知事 阿部 守一

## 令和元年度長野県一般会計歳入歳出決算

## 1 歳 入

(単位:円)

	予 算 現 額	決 算 額	比 較
1 県 税	233,505,275,000	234,377,745,095	872,470,095
2 地方消費税清算金	78,472,000,000	78,472,119,191	119,191
3 地 方 讓 与 税	37,646,422,000	37,646,422,352	352
4 地方特例交付金	1,974,119,000	1,974,119,000	0
5 地 方 交 付 税	202,531,609,000	202,531,609,000	0
6 交通安全対策特別交付金	618,220,000	618,220,000	0
7 分担金及び負担金	2,821,486,000	2,813,038,354	△ 8,447,646
8 使用料及び手数料	17,239,411,000	16,649,636,345	△ 589,774,655
9 国 庫 支 出 金	196,335,137,208	118,347,361,857	△ 77,987,775,351
10 財 産 収 入	2,260,592,000	2,314,757,063	54,165,063
11 寄 付 金	946,961,000	894,043,858	△ 52,917,142

12 繰 入 金	13,310,724,000	12,967,295,998	△ 343,428,002
13 繰 越 金	9,197,124,133	9,197,124,458	325
14 諸 収 入	35,703,857,000	35,899,487,398	195,630,398
15 県 債	174,551,733,000	130,174,733,333	△ 44,376,999,667
歳 入 合 計	1,007,114,670,341	884,877,713,302	△ 122,236,957,039
<b>2 歳 出</b>			
款	予 算 現 額	決 算 額	比 較
1 議 会 費	1,442,032,000	1,417,656,796	24,375,204
2 総 務 費	44,287,284,042	43,328,106,135	959,177,907
3 民 生 費	125,795,682,440	121,525,756,590	4,269,925,850
4 衛 生 費	21,611,068,000	20,441,944,875	1,169,123,125
5 労 働 費	2,063,293,000	1,879,551,223	183,741,777
6 環 境 費	3,275,084,200	2,937,039,341	338,044,859
7 農 林 水 産 業 費	64,622,763,266	42,424,784,637	22,197,978,629
8 商 工 費	34,578,351,000	32,152,287,379	2,426,063,621
9 土 木 費	196,536,123,080	134,119,426,822	62,416,696,258
10 警 察 費	44,250,739,294	43,874,354,972	376,384,322
11 教 育 費	209,136,275,146	205,254,996,715	3,881,278,431
12 災 害 復 旧 費	54,450,106,417	14,692,658,431	39,757,447,986
13 公 債 費	122,567,986,000	122,413,400,931	154,585,069
14 諸 支 出 金	82,443,569,000	82,443,439,602	129,398
15 予 備 費	54,313,456	0	54,313,456
歳 出 合 計	1,007,114,670,341	868,905,404,449	138,209,265,892
歳入歳出差引残額		15,972,308,853	
うち基金繰入額		2,710,000,000	

## 令和元年度長野県特別会計歳入歳出決算

(単位：円)

会 計 名	予 算 現 額	歳 入 決 算 額	歳 出 決 算 額	歳入歳出差引残額
公 債 費	298,036,879,000	298,033,552,300	298,033,552,300	0
母子父子寡婦福祉資金貸付金	411,879,000	387,984,520	182,196,154	205,788,366
心身障害者扶養共済事業費	461,896,000	458,516,864	454,275,298	4,241,566
地方独立行政法人長野県立病院 機構施設整備等資金貸付金	4,151,058,000	3,726,631,922	3,726,631,922	0
国 民 健 康 保 險	185,978,637,000	190,756,955,863	183,708,042,006	7,048,913,857
小規模企業者等設備導入資金	969,293,000	1,209,782,603	968,438,600	241,344,003
農 業 改 良 資 金	51,296,000	278,396,750	49,837,241	228,559,509
漁 業 改 善 資 金	5,092,000	1,677,216	440,060	1,237,156
県 営 林 経 営 費	290,338,569	322,482,018	256,473,211	66,008,807
林 業 改 善 資 金	44,179,000	336,956,232	41,124,563	295,831,669
高等学校等奨学資金貸付金	108,762,000	647,442,973	104,995,727	542,447,246
合 計	490,509,309,569	496,160,379,261	487,526,007,082	8,634,372,179

2監査第26号

令和2年(2020年)9月17日

長野県知事 阿部守一様

長野県監査委員 田口敏子  
同 西沢利雄  
同 青木孝子  
同 丸山栄一

## 令和元年度長野県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により審査に付された、令和元年度長野県歳入歳出決算及び同附属書類、並びに同法第241条第5項の規定により審査に付された、令和元年度長野県美術品取得基金の運用状況を審査した結果について、別添のとおり意見書を提出します。

## 令和元年度 長野県歳入歳出決算審査意見書

## 第1 審査の概要

## 1 審査の対象

- (1) 令和元年度長野県一般会計
- (2) 令和元年度長野県特別会計
  - ア 長野県公債費特別会計
  - イ 長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計
  - ウ 長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計
  - エ 地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計
  - オ 長野県国民健康保険特別会計
  - カ 長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計
  - キ 長野県農業改良資金特別会計
  - ク 長野県漁業改善資金特別会計
  - ケ 長野県県営林経営費特別会計
  - コ 長野県林業改善資金特別会計
  - サ 長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計
- (3) 財産

## 2 審査の手続

この審査は、歳入歳出決算及び同附属書類について、以下の点に主眼を置き、関係帳簿及び証拠書類の照合等を行うとともに、決算資料の提出を求め、関係者から決算についての説明を聴取し、併せて定期監査及び現金出納検査結果も考慮して実施しました。

- 1 決算の計数は、正確であるか。
- 2 予算の執行は、議会の議決の趣旨に沿って適正に行われているか。
- 3 財産の管理は、適正に行われているか。
- 4 決算に関する事務は、法令に適合し、適正に行われているか。

## 第2 審査の結果

## 1 決算の計数及び予算の執行、決算に関する事務等について

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに同附属書類の計数については、関係帳簿、証拠書類と照合し、正確なものと認められました。

また、予算の執行、財産の管理及び決算に関する事務については、おおむね適正に行われているものと認められました。

ただし、一部に改善努力を要するものもあり、その内容は、後述の意見のとおりです。

## 2 決算の状況について

## (1) 決算規模と収支状況

一般会計は、歳入総額が8,848億7,771万余円、歳出総額が8,689億540万余円です。

歳入歳出差引額159億7,230万余円から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は、54億1,963万余円の黒字となり、これは前年度に比べると10億8,109万余円（16.6%）減少しています。

歳入を前年度と比べると、県債、国庫支出金、繰入金等が増加した一方で、地方消費税清算金、諸収入、地方譲与税、県税等が減少となり、全体では508億2,102万余円（6.1%）増加しています。歳出については、土木費、災害復旧費等が増加していますが、諸支出金、商工費、公債費等が減少となり、全体では472億9,684万余円（5.8%）増加しています。

次に、特別会計は、歳入総額が4,961億6,037万余円、歳出総額が4,875億2,600万余円で、前年度に比べ歳入が316億8,669万余円（6.8%）、歳出が307億3,290万余円（6.7%）増加しています。また、歳入歳出差引額86億3,437万余円から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は86億2,705万余円の黒字となり、前年度に比べ黒字は11億7,066万余円（15.7%）増加しています。

なお、流域下水道事業費特別会計は平成30年度をもって廃止され、流域下水道事業会計（公営企業会計）に移行しています。

#### （2）県債の状況

一般会計の令和元年度発行額は、1,301億7,473万余円（令和元年度末現在高：1兆7,808億6,007万余円）で、前年度発行額（1,049億6,300万円）に比べ252億1,173万余円増加しています。このうち、臨時財政対策債の発行額は354億4,700万円で、前年度（426億9,600万円）より72億4,900万円減少しています。

また、特別会計の令和元年度発行額は、8億2,650万円（令和元年度末現在高：244億314万余円）で、前年度（24億3,310万円）に比べ16億660万円減少しています。

#### （3）基金の状況

将来の県債の償還を計画的に行うための減債基金及び予測できない収入の減少や支出の増加に備えた財政調整基金の令和元年度末現在高（出納整理期間後）の合計は2,723億8,930万余円で、前年度（2,756億8,350万余円）に比べ32億9,420万余円減少しています。

基金全体では、令和元年度（出納整理期間後）の総額は3,147億2,540万余円と、前年度（3,179億2,212万余円）と比べ、31億9,672万余円減少しています。

#### （4）財政分析

決算の状況を主な財政分析指標で見ると、県債償還の負担比率などを示す実質公債費比率は、令和元年度は10.0%となり、起債に国の許可が必要となる18%を下回っています。平成30年度の10.6%（全国平均：10.9%、全国順位18位）から0.6ポイント下がり14年続けて改善されています。

地方公共団体の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、令和元年度は94.8%となり、平成30年度の93.2%（全国平均：93.0%、全国順位13位）から1.6ポイント増加しています。

財政の自立度を示す財政力指数は、令和元年度は0.52486となり、平成30年度の0.51832（全国平均：0.51754、全国順位21位）から0.00654改善されています。

### 第3 審査の意見

本県の財政状況は、実質公債費比率においては、これまで県債発行の抑制に努めてきたため減少していますが、令和元年東日本台風災害への対応等のため、依然として厳しい状況に置かれています。平成30年3月に策定した「長野県総合5か年計画（しあわせ信州創造プラン2.0）」（以下「5か年計画」という。）の6つの「政策推進の基本方針」に沿った施策展開や、基本方針の目指す姿を実現するための8つの「重点目標」を達成するためには、財源の重点配分に留意しつつ、これまで以上に成果にこだわりをもった事業実施が求められます。

こうした状況を踏まえ、以下の事項に留意して、積極的な収入の確保に努めるとともに、限られた財源を最大限に生かし、適時的確な対応により事業効果を一層高める措置を講じてください。

#### 1 財政健全化への取組

令和2年度は、高齢化の進展などによる社会保障関係費の増加や、令和元年東日本台風災害への対応のための投資的経費の大幅な増加に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う県税収入への影響が懸念されることから、例年ない厳しい財政運営が見込まれています。

このような中、5か年計画の着実な推進に向けて、部局連携の下、成果を重視した取組を実行していくためには、歳入の確保や事業事業の効率化等による歳出の削減を進め、持続可能な財政構造の確立と財政の健全化を積極的に推進する必要があります。

「長野県行政経営方針」（平成29年4月策定）の中では「持続可能な財政運営」として、「歳入の確保、施策・予算の重点化を常に意識して、県民の理解を得ながら、将来世代に過度な負担を残さない持続可能な財政運営に努める」としています。令和元年度末の県債残高は、一般会計と特別会計を合わせた総額で1兆8,052億6,322万余円となり、前年度と比べ166億568万余円増加しています。臨時財政対策債を除いた残高で比較すると、96億5,754万余円の増加となっています。また、令和元年度末の財政調整のための基金残高は559億円となり、平成21年度以降の増加から減少に転じています。

令和元年4月に設置した「行政・財政改革実行本部」を中心とした持続可能な行政経営体制と財政構造を構築するための改革を推進するとともに、県予算が県民の皆様からの税により賄われ、長野県の発展と県民のしあわせ実現を目的としていること、県財政が厳しい状況に置かれていることを共通認識として、将来世代に過度な負担を残さない持続可能な財政健全化への取組をさらに推進してください。

## 2 収入未済の解消等

令和元年度末の収入未済額は、前年度に比べ、2億3,217万余円減少し、総額46億7,408万余円（前年度比95.3%）となっています。その内訳は、一般会計が35億181万余円（同94.4%）、特別会計が11億7,227万余円（同98.1%）です。

収入未済の縮減は、県民負担の公平性と財源確保の観点から極めて重要ですので、引き続き、新たな収入未済の発生を防止するとともに、収入未済額の縮減に努めてください。

一般会計の収入未済額を県税とそれ以外とで見ると、県税の収入未済額は21億5,811万余円で、前年度（22億5,119万余円）より9,308万余円減少し（同95.9%）、平成23年度以降連続していた10%以上の削減にはなりませんでしたが、これまでの地道な努力の結果として評価することができます。自主財源の根幹をなす県税の未収金縮減は重要な課題ですので、長野県地方税滞納整理機構や市町村とも連携し、引き続き徵収対策を推進してください。

また、税外未収金は13億4,370万余円で、前年度（14億5,966万余円）より1億1,595万余円減少しています（同92.1%）。なお、これに特別会計の未収金（11億7,227万余円）を加えると、税外未収金の総額は25億1,597万余円となり、前年度に比べ1億3,909万余円減少しています（同94.8%）。

税外未収金については、平成25年3月に策定した「税外未収金縮減に向けた取組方針」に基づき、それぞれの機関で取組が行われていますが、平成29年度以降の増加から減少に転じています。未収金が減少していない機関及び新たな未収金が発生した機関にあっては、その取組のあり方の検証も含めて、対応策を講じてください。また、未収金が減少していても、多額の未収金を抱えている機関については、引き続き、その縮減に的確に取り組んでください。なお、民間の債権回収会社等への未収金回収業務の委託の取組は、一定の効果があると認められることから、今後もその導入について検討してください。収入未済の縮減に向け、特に留意改善を求めるものは別記のとおりです。

不納欠損額は、前年度と比べ、1億2,627万余円増加し、総額3億8,595万余円（同148.6%）となっています。その内訳は、一般会計が3億8,583万余円（同152.5%）、特別会計が11万余円（同1.8%）となっています。債務者や滞納者の生活状況の把握や財産調査を十分に行い、債権回収の可能性を個別に分類するなどして、公平性に留意しつつ債権管理を適切に行ってください。

また、大北森林組合（以下「組合」という。）の補助金不適正受給問題で、県が組合に対し請求した返還金については、組合の返還計画に基づき令和元年度は84万円が返還されています。引き続き、返還計画が確実に履行されるよう、長野県森林組合連合会と連携しながら組合の経営改善に向けた指導、助言等を行うとともに債権の計画的かつ早期の回収に努めてください。

組合以外の補助事業者からの返還金に係る収入未済については、引き続き、確実な返済計画の提出を求めるなど、計画的な債権回収の履行に努めてください。

関係者に対する損害賠償請求について、組合元専務等に対する1億4,691万余円、組合に対する6,748万余円が収入未済となっています。組合元専務に対しては、平成30年12月26日に支払いを求め長野地方裁判所へ提訴しています。また、組合は令和2年1月29日に長野地方裁判所に民事調停の申立をしたところです。

引き続き、債権回収について対策を講じ、確実な回収に努めるとともに、補助金不適正受給問題については、今後も再発防止に取り組み、県民からの信頼回復に一層努めてください。

（主な所管部局：林務部、収入未済のある部局）

## 3 県有財産の適正管理

県は、経営的視点に基づく総合的な利活用を推進する必要があることから、「長野県ファシリティマネジメント基本計画」（平成29年3月策定）に基づき、県有財産の総量縮小、有効活用、長寿命化、省エネ化などによる維持管理の適正化の4つを柱として取り組んでいます。

「総量縮小」では、未利用県有地の縮減に積極的に取り組み、令和元年度は22件、6億9,748万余円の処分を行いました。

「長寿命化」では、学校、庁舎等の耐震化について「第二期県有施設耐震化整備プログラム」（平成28年3月策定）に基づき、令和元年度は20棟の耐震化を行いました（進捗率81.4%）。

橋梁については、「長野県橋梁長寿命化修繕計画（第2期）」（平成25年6月策定）に基づき、概ね5年以内に修繕することとしている264橋について順次修繕を進めており、令和元年度末において222橋が完了しています（進捗率84.1%）。また、平成26年度の定期点検に関する省令・告示等に基づく近接目視による点検が全ての橋梁で完了したことから、令和元年度に同計画の見直しを行いました。

河川管理施設については、「長野県河川管理施設長寿命化計画」（平成26年9月策定）に基づき、概ね5年以内に修繕することとしている59施設について順次修繕を進め、令和元年度末において全ての施設が完了しています（進捗率100.0%）。

今後の使用料見直しの際には、受益と負担の観点から、地方公会計制度において整備した固定資産台帳や財務諸表をもとにした施設毎のフルコスト情報を把握し活用を図っていくこととしています。

県有財産について、県民共有の財産であることを踏まえて常に適正な管理に努めるとともに、引き続き、ファシリティマネジメントを積極的に推進してください。

（主な所管部局：総務部 財政課、財産活用課、建設部）

## 4 県債の発行及び残高の管理

一般会計の県債の令和元年度末現在高は、1兆7,808億6,007万余円と前年度（1兆7,615億5,255万余円）に比べ193億752万余円増加

しています。これは、普通債が82億5,722万余円の増加、災害復旧債が137億1,246万余円増加したことなどによるものです。

また、特別会計の県債の令和元年度末現在高は、244億314万余円と前年度に比べ256億1,921万余円減少しています。

なお、実質的な県債残高を把握するため、満期一括償還の県債について、長野県減債基金に積み立てた時点で償還したものとみなして、これを元金償還額に含めて計算すると、一般会計の県債の令和元年度末現在高は、総額では1兆5,660億円となり、平成30年度の1兆5,470億円と比較すると190億円の増加となり、臨時財政対策債を除いた令和元年度末残高は9,411億円で、平成30年度の9,287億円と比較すると124億円増加しています。

県債残高は、令和元年東日本台風災害への対応等により増加するものと見込まれますので、引き続き、将来の財政負担を考慮して自主財源の確保や事業見直しによる歳出の削減に取り組み、健全で持続可能な財政運営に努めてください。

(主な所管部局：総務部 財政課)

## 5 債務負担行為等の適正な設定及び管理

債務負担行為が設定されているもののうち、物件の購入、工事の請負、利子補給等の後年度支出予定額は、一般会計で615億3,029万余円と前年度（503億8,470万余円）に比べ111億4,558万余円増加しています（前年度比122.1%）。また、これ以外に債務保証や損失補償等のようにあらかじめ限度額を定めておき、必要が生じた場合にその限度額の範囲内で負担するものがあります。令和元年度末現在の債務保証の債務残高は1億1,678万余円で、前年度（3億3,058万余円）に比べ2億1,380万余円減少し（同35.3%）、損失補償等の債務残高は120億6,380万余円で、前年度（119億9,047万余円）に比べ7,333万余円増加しています（同100.6%）。

債務負担行為については、頻発する自然災害への対応等、諸情勢の変化を考慮しつつ、引き続き、必要性、妥当性や設定内容が適切かどうかなどを十分精査してください。

また、設定期間が長期にわたるものや県の財政援助団体等に対する債務保証及び損失補償については、累積債務が残る可能性を示している団体もあるので、将来にわたり多額の県民負担が発生しないよう、その管理にも引き続き留意してください。

(主な所管部局：総務部 財政課、損失補償のある部局)

## 6 職員の法令遵守体制の徹底

県は、「長野県行政経営方針」の中で、県民の信頼と期待に応えることができる組織づくりに向け、県民起点の意識改革、風通しのよい対話にあふれた組織づくり、しごと改革（しごとの質と生産性の向上）によりコンプライアンスを推進するとしています。「コンプライアンス推進月間」を設定し、令和元年度は、過去の不適切事案を共有して所属における問題点を点検・議論したほか、所属長に加え本庁係長を対象とした「コンプライアンス研修会」を開催し、業務に関するリスクマネジメントの強化を図っています。

また、令和2年1月に「内部統制基本方針」を策定し、内部統制評価報告書の作成及び監査委員による審査を含めた内部統制制度の本格運用に向けた実施体制を整備しました。

内部統制制度の本格運用となったこの機会を捉え、全職員の法令遵守に対する意識をさらに高めて、適正な業務執行を行うことにより、県民に信頼される県行政となるよう一層努めてください。

(主な所管部局：総務部 コンプライアンス・行政経営課)

(別記)

### 収入未済の解消に留意改善を求める主なもの

令和元年度の収入未済額が1億円を超える、継続的に収入未済の発生が見込まれるものは、次のとおりです。

#### ア 県営住宅使用料等

県営住宅使用料については、佐久、上田、諏訪、伊那、飯田、松本、長野の各地域において、管理代行制度を導入し、徴収業務を長野県住宅供給公社に委託しています。

未収金の縮減については、滞納者への明渡請求、支払督促及び給与差押等の法的措置を実施しています。また、退去者の滞納家賃等について、県外へ転出するなど徴収が困難なものは、従来、債権回収会社及び個人弁護士へ委託していましたが、平成30年度からは両方の機能を持ち効率的な債権回収に取り組める弁護士法人へ委託するなどして一定の効果が認められたものの、収入未済額は前年度より増加しています。

(所管部局：建設部)

#### イ 高等学校等奨励金貸付金・高等学校等奨学資金貸付金

高等学校等奨励金貸付金及び高等学校等奨学資金貸付金については、文書や電話などによる納入催告を継続して実施するほか、滞納額越分の一部の回収業務を債権回収会社へ委託するなどの取組により回収金額が増加したことにより、収入未済額が前年度比99.1%と一定の効果が認められたものの、新たに発生する返還対象額が年々増加しています。

(所管部局：教育委員会)

#### ウ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子父子寡婦福祉資金貸付金については、収入未済額発生の防止策として、新規貸付時は原則口座振替による償還、連帯保証人への償還開始通知の送付等を実施しており、未収金の縮減に向けては、全国のゆうちょ銀行での口座振替対応、回収が困難な長期化債権の回収業務を債権回収会社へ委託するなどの取組の結果、収入未済額が前年度比93.8%と一定の効果が認められました。

(所管部局：県民文化部)

#### エ 小規模企業者等設備導入資金

小規模企業者等設備導入資金については、中小企業高度化資金貸付金の全額及び中小企業設備近代化資金貸付金の一部の回収業務を債権回収会社へ委託した結果、収入未済額が前年度比99.5%と一定の効果が認められました。

(所管部局：産業労働部)

これらを所管する機関にあっては、収入未済を防止するために、早い段階で債務者と連絡を取るなど必要な措置を講ずるとともに、収入未済となったものについては、引き続き、個々の滞納者の状況を把握し、債権の状況を個別に整理した上で、債権回収会社への委託を適切に組み合わせながら、効率的な滞納整理に努めてください。

#### [収入未済額及び不納欠損額の内訳]

会計	所管部局	内 容	収 入 未 済 額				不 納 欠 損 額		
			令和元年度 (A)	平成30年度 (B)	増 減 (A)-(B)	前年度比 (A)/(B)	令和元年度 (C)	平成30年度 (D)	増 減 (C)-(D)
総務部	県税	県税	円 2,158,110,757	円 2,251,194,280	円 △ 93,083,523	% 95.9	円 179,749,062	円 226,105,553	円 △ 46,356,491
		県税に係る加算金(現年分・滞繰分)	49,348,503	55,838,862	△ 6,490,359	88.4	933,643	3,027,508	△ 2,093,865
県民文化部	社会福祉施設入所者負担金(児童福祉施設入所負担金)	社会福祉施設入所者負担金(児童福祉施設入所負担金)	70,843,390	71,996,769	△ 1,153,379	98.4	13,783,917	14,350,595	△ 566,678
		児童扶養手当過払返納金	16,706,050	19,027,730	△ 2,321,680	87.8	2,361,360	0	2,361,360
健康福祉部	看護職員修学資金	看護職員修学資金	4,849,800	8,788,000	△ 3,938,200	55.2	0	0	0
		生活保護費返還金	53,564,021	49,361,042	4,202,979	108.5	451,119	2,006,412	△ 1,555,293
		障がい者施設支援費	2,737,843	2,618,386	119,457	104.6	101,900	463,100	△ 361,200
		その他	11,120,366	8,390,543	2,729,823	132.5	29,067	458,834	△ 429,767
環境部	不法投棄された産業廃棄物の代執行経費	不法投棄された産業廃棄物の代執行経費	357,529,768	274,820,688	82,709,080	130.1	0	0	0
		事務管理に基づく費用弁償金	0	8,175,600	△ 8,175,600	皆減	0	0	0
産業労働部	一般会計	県有財産貸付特約付売買契約解除に伴う違約金	0	55,812,200	△ 55,812,200	皆減	55,812,200	0	55,812,200
		不法占有に係る賃料相当額	0	71,052,201	△ 71,052,201	皆減	71,052,201	0	71,052,201
		建物収去土地明渡等請求事件に係る執行費用等	0	59,009,853	△ 59,009,853	皆減	59,009,853	0	59,009,853
		その他	4,396	4,396	0	100.0	0	0	0

農政部	県営工事に係る入札保証金相当額	0	1,751,006	△ 1,751,006	皆減	2,069,853	0	2,069,853
林務部	森林造成事業補助金返還	14,641,100	14,731,100	△ 90,000	99.4	0	0	0
	造林事業に係る補助金に関する損害賠償金	214,403,223	214,413,223	△ 10,000	100.0	0	0	0
建設部	河川占用料	18,367,929	18,642,292	△ 274,363	98.5	26,829	0	26,829
	県営住宅使用料等	256,048,327	251,491,832	4,556,495	101.8	167,200	4,874,850	△ 4,707,650
	事故等に係る原因者費用負担金	3,086,925	3,746,925	△ 660,000	82.4	0	0	0
	契約解除に伴う補償金返還	99,521,879	99,521,879	0	100.0	0	0	0
	その他	600,233	597,794	2,439	100.4	0	100	△ 100
教育委員会	高等学校等奨励金貸付金	166,163,305	166,078,208	85,097	100.1	0	1,417,790	△ 1,417,790
	その他	3,514,940	3,793,560	△ 278,620	92.7	286,452	338,788	△ 52,336
県警本部	交通信号機事故に係る弁済金	653,200	0	653,200	皆増	0	0	0
小計		3,501,815,955	3,710,858,369	△ 209,042,414	94.4	385,834,656	253,043,530	132,791,126
県民文化部	母子父子寡婦福祉資金貸付金	226,344,590	241,400,832	△ 15,056,242	93.8	117,710	0	117,710
特 別 会 計	健康福祉部	心身障害者扶養共済事業費	8,170,130	8,161,330	8,800	100.1	0	218,000
	産業労働部	小規模企業者等設備導入資金	696,632,692	700,138,692	△ 3,506,000	99.5	0	6,416,000
農政部	農業改良資金	23,257,000	23,530,000	△ 273,000	98.8	0	0	0
	漁業改善資金	3,410,000	3,940,000	△ 530,000	86.5	0	0	0
林務部	林業改善資金	17,100,508	17,519,508	△ 419,000	97.6	0	0	0
	県営林経営費	200	200	0	100.0	0	0	0
教育委員会	高等学校等奨学資金貸付金	197,355,681	200,711,406	△ 3,355,725	98.3	0	0	0
小計		1,172,270,801	1,195,401,968	△ 23,131,167	98.1	117,710	6,634,000	△ 6,516,290
合計		4,674,086,756	4,906,260,337	△ 232,173,581	95.3	385,952,366	259,677,530	126,274,836

財政課

**長野県告示第654号**

平成29年長野県告示第146号により土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の指定をした要措置区域（同条第4項に規定する要措置区域をいう。以下同じ。）の全部について、同項の規定によりその指定を解除します。

令和2年12月21日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定を解除する要措置区域

岡谷市湖畔一丁目97番の一部、97番2の一部、104番1の一部、104番3の一部及び109番の一部

## 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ベンゼン

## 3 要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

**水大気環境課**

**長野県告示第655号**

平成29年長野県告示第147号により土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の指定をした形質変更時要届出区域（同条第2項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）の全部について、同項の規定によりその指定を解除します。

令和2年12月21日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定を解除する形質変更時要届出区域

岡谷市湖畔一丁目97番の一部、97番2の一部、97番3の一部、104番1の一部、104番3の一部及び109番の一部

## 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

シアノ化合物

**長野県告示第657号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨通報がありました。

令和2年12月21日

長野県知事 阿部 守一

定期種畜検査に基づく交付

種畜証明書番号	家畜の種類	品種	名前 (登録番号)	飼養者の住所氏名	等級	有効期限	有効区域
第11446290840号	牛	黒毛和種 14462 9084 0	元福久 (全和黒 15101)	須坂市 菅平牧場 畜産農業協同組合	2級	令和2年10月28日 令和3年10月27日	全国一円

**園芸畜産課家畜防疫対策室**

**長野県告示第658号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年12月21日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

上田市東内字穴ノ坊39の1から39の4まで、40の1、40の2、41の1から41の4まで、42の1から42の7まで、43、字岩清水149の1、150の1、175の1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**森林づくり推進課**

**長野県告示第659号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年12月21日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

大町市八坂字平沢9044、9050、9054、9056

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**森林づくり推進課**

**長野県告示第660号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年12月21日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

飯山市大字山岸字西久保260の1、261、262の1、263から269まで、字峯560

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**森林づくり推進課**

**長野県告示第661号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年12月21日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

南佐久郡南相木村字寺の上4568の1、4568の2、4568の5、4569の3、4569の10、4569の12、4570の2、4570の4、4571の3、4571の6、4571の7、字境内続4572の1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字寺の上4568の1・4568の2・4571の6・字境内続4572の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字寺の上4571の3、4571の7

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南相木村役場に備え置い

て縦覧に供する。)

**森林づくり推進課**

### 長野県告示第662号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年12月21日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡大鹿村大字鹿塩2461の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**森林づくり推進課**

### 長野県告示第663号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年12月21日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡木曽町日義1460の9、1460の10

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**森林づくり推進課**

### 長野県告示第664号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年12月21日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡南木曽町読書2918の2、2918の4、2924の5、2924の21、2937のイの21

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**森林づくり推進課**

### 長野県告示第665号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年12月21日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

下水内郡栄村大字堺字極野12493の71、12493の247、12493の248、12500の2から12500の47まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**森林づくり推進課**

**長野県飯田建設事務所告示第31号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年1月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年12月21日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

1 路線名 152号

2 供用を開始する区間

下伊那郡大鹿村大字大河原4449番の4地先から  
下伊那郡大鹿村大字大河原4450番の2地先まで

下伊那郡大鹿村大字大河原4458番の1地先から  
下伊那郡大鹿村大字大河原4459番の3地先まで

下伊那郡大鹿村大字大河原4459番の1地先から  
下伊那郡大鹿村大字大河原4463番の1地先まで

下伊那郡大鹿村大字大河原4462番の2地先から  
下伊那郡大鹿村大字大河原4463番の2地先まで

下伊那郡大鹿村大字大河原4467番の4地先から  
下伊那郡大鹿村大字大河原4468番の2地先まで

下伊那郡大鹿村大字大河原4467番の40地先から  
下伊那郡大鹿村大字大河原4468番の4地先まで

下伊那郡大鹿村大字大河原4321番の48地先から  
下伊那郡大鹿村大字大河原4321番の64地先まで

下伊那郡大鹿村大字大河原4321番の64地先から  
下伊那郡大鹿村大字大河原4321番の22地先まで

下伊那郡大鹿村大字大河原4321番の63地先から  
下伊那郡大鹿村大字大河原4321番の56地先まで

3 供用を開始する期日 令和2年12月21日

道路管理課

**公告**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定による講習会を次のとおり開催します。

令和2年12月21日

長野県知事 阿部守一

1 日時及び場所

日 時 令和3年2月5日（金）

午前10時00分から午後5時15分まで（受付9時30分か

ら）

場 所 塩尻市大字片丘字狐久保5739番地  
長野県林業総合センター 中研修室

2 講習科目及び時間

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| (1) 種苗に関する法令        | 2時間 |
| (2) 種苗の产地及び系統に関する事項 | 2時間 |
| (3) 種苗の生産技術に関する事項   | 2時間 |

3 受講手続

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 提出書類 | 生産事業者講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）                          |
| (2) 提出先  | 住所地を管轄する地域振興局 林務課                                     |
| (3) 受付期限 | 令和3年1月27日（水）  |
| (4) 手数料  | 受講手数料（14,000円）は、長野県収入証紙により（受講申込書に貼って、消印しないこと。）納付すること。 |

4 講習修了証明書

講習の課程を修了した者には、生産事業者講習修了証明書を交付する。

5 その他

受講申込書の請求又は講習会についての問い合わせは、地域振興局の林務課に行うこと。

森林づくり推進課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年12月21日

長野県松本建設事務所長 坂田浩一

1 入札に付する事項

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事名   | 令和2年度 防災・安全交付金（道路）工事                       |
| (2) 工事箇所名 | 一般国道158号 松本市 猪平                            |
| (3) 工事概要  | トンネル工（N A T M工法）<br>L=1,060m W=6.5 (9.0) m |

(4) 工期

令和3年6月長野県議会の議決の日から約1,310日間（債務負担行為設定済）

(5) 落札方式

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を適用する工事です。

2 入札に参加する者に必要な資格

本工事の競争入札参加資格は、次に掲げる要件を満たす任意の3者を構成員とする特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）とし、かつ、当該工事に係る競争入札参加資格確認の結果、資格があると認められた特定JVとします。

- |                                    |
|------------------------------------|
| (1) 特定JVの各構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。 |
|------------------------------------|

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4